

火花

第 24 号

1983, 6

火 花

第 24 号 1983, 6

共産主義者同盟 (火花)

◎ 二つの安保闘争の教訓

2

◎ いわゆる校内・外暴力から
先進的プロレタリアートはいかなる教訓を引きだすべきか

6

◎ 夏期カンパ闘争を訴える

14

◎ レーニン組織観の復権のために——第二部——

17

二つの安保闘争の教訓

安保をめぐる態度は八〇年代に入ってから反核・反戦運動の高揚の中でも、重要な試金石の一つとしてある。それは安保条約という帝国主義の政治にたいする態度の点においてだけではない。それは、なによりも、日本プロレタリアートが二つの偉大な安保闘争を経験していることに規定されている。われわれは、このことを考慮し、安保闘争の教訓をあらためて提起しておきたい。

I

日本共産党は、——社会党もだが——安保闘争を平和擁護と対米従属からの独立をめざす民族的闘いと総括する。だが、それは正しいだろうか。

おいてさえ、日本ブルジョアジーは無制限の占領軍の権力行使の拒否と自国権力の確認をおこない、米日関係を「主権国家と主権国家」の法的関係にかえることをめざした。そして、いちじるしく不平等とはいえ、日本は「主権」をもつ国家となったのである。そのうえで、六〇年安保改定によって、日本ブルジョアジーは、不平等性の是正に基本的に成功したといえよう。

にもかかわらず、日本共産党は安保闘争の任務を対米従属からの民族独立とした。これは以上からみて、労働者階級の闘いを民族主義的に歪曲し、ブルジョアジーの対米闘争に溶解さすことに等しい。実際、日本共産党が六〇年安保闘争で果たした役割は、これ以外ではなす。

II

六〇年安保闘争の主役はかくして、日本共産党ではなく、ブント（第一次）であった。五八年に結成されたブントは社共の小ブル平和擁護闘争に反対し、国際帝国主義と自国ブルジョアジーにたいする闘いを主張した。その限りで、安保闘争を実際に領導したのはブントだったといつてよい。

この日本共産党とブントとの関係は七〇年安保闘争においても同じ関係として存在する。

七〇年安保闘争において、日本共産党は、あいかわらず、運動を民族主義的に歪曲することを任務としてかかわっている。それにたいし、ベトナム革命戦争への呼応を軸に、国際主義を代表し、自国帝国主義政府にたいして闘いを組織せんとしたのが、第二次ブント

そもそも、安保条約は、その出生からして、中国革命をはじめとする国際階級闘争の前進にたいする国際ブルジョアジーの反革命的階級同盟を本質とする。事実、安保は米帝の朝鮮戦争準備の一環だったし、日本資本主義の再編・再武装を促進させた。この現実にたいし、単なる平和擁護は無力である。もとめられていたのは運動の予先を国際帝国主義にむけることであつた。日本共産党の無能力ぶり、明らかであろう。これは自国ブルジョアジーとの闘争における日和見主義と一対である。

六〇年安保改定にたいする日本ブルジョアジーの態度は、旧条約の「片務性」「内乱条項」「基地無制限貸与」等の不平等性の是正であつた。しかし、もちろん安保条約が日本共産党のいうごとく、日本の米国への従属を確立したものだつたわけではない。旧条約に

（新左翼）であつた。この関係は国家権力をめぐる闘いにおいてもつながっている。

III

国家権力をめぐる闘争としては、日本共産党は安保闘争を、社共のヘゲモニーの下で革命的に闘いぬかれたとし、「革新統一戦線の歴史的経験」とする。この総括はもちろん、人民民主主義革命・議会主義という彼らの「路線」にもとづいている。

ところで、それは、実際活動においてはどうかだったのか。六〇年安保闘争の前段には一連の闘いがあった。すなわち、予備隊、自衛隊へと再軍備を強化し、破防法、警職法、教育三法、勤評など治安・教育の再編を画策していたブルジョアジーにたいする闘いがあった。また、原水爆実験反対、砂川闘争等の大衆運動が存在した。したがって、安保闘争においては、敵をブルジョア政府・岸内閣と資本主義制度として鮮明にし、運動を革命的に支持し、発展さすことが問われたといえよう。

ところが、である。日本共産党中央は、当面は「社会主義」革命ではなく、「平和・独立・民主・生活向上」をめざす——「社会主義」革命はその後におこなう——という人民民主主義革命のゆえにこの労働者大衆の一連の實力決起に対応しきれず、それと結合しようとした全学連を弾圧したのである。もちろん、彼らは学生が急進主義として登場したことに怒りを覚えたのではない。彼らが「社会主義」革命を志向し、民族民主革命（人民民主主義革命）を否定したことに怒りを覚えたのだ。

実際、安保闘争の過程において、日本共産党は、国民会議の運動を民主主義（もちろんブルジョア民主主義）議会に封じこめることを任務として活動した。そして、決定的局面では、保守派もふくめた「選挙管理内閣」を提唱し、大衆闘争の破壊をおこなっている。これが、「社共のヘゲモニーの下で革命的に闘いぬかれた」真実の姿に他ならない。では、七〇年安保闘争ではどうか。

IV

七〇年安保闘争についても同じである。彼らは、人民民主主義革命を「議会での多数の獲得、連合政府、民主的規制、革命の平和移行」として、路線的に純化させ、プロレタリアートが自らを独自に組織し、武装し、自国帝国主義政府打倒に決起するのに敵対しつづけた。しかも、この敵対は、革命派の闘いを「トロッキストの挑発」「暴力集団」として、ブルジョア権力へ売りわたし、直接の武装した破壊活動へとエスカレートしている。この日本共産党の姿は今日も変わっていない。

以上の経験からして、先進的労働者は、日本共産党の日和見主義と反革命的敵対を決して忘れないし、逆にブント（新左翼）の国際主義と革命の実践を継承しなければならない。

V

しかし、そうであればあるほど、ブントの限界・欠陥にふれないわけにはゆかない。

第一次ブントは、スターリン主義・日本共産党との闘いをマルク

ス・レーニンだけでなく、トロキズムや宇野経済学に依拠しておこなった。ここからする思想的雑多性こそ、ブントの欠陥である。トロッキの抽象的・図式的な「世界革命論」（レーニンのごとく、帝国主義戦争にたいする態度、自国政府との闘いや民族問題等として具体的に語るのではなく）がその一つである。また、すべての階級の相互関係を実際に考慮して戦術を導くのではなく、理念化された階級間の力学による移動から説く「永続革命論」もそうだ。さらに、宇野原理論や段階論、岩田資本主義論——これらの批判は五分冊パンプーを参照——を受けいられている。

ここからして、第一次ブントは階級闘争の条件や方向を具体的・歴史的现实からではなく、抽象化された「革命の客観的諸条件の成熟と公認指導部の危機」ということから明らかにすることを特徴とする。したがって、安保の本質を日米ブルジョアジーの階級同盟としてとらえながらも、帝国主義の経済・政治・軍事の全体の中ではとらえきれない。これは、安保を帝国主義の延命の唯一の政策と把握し、そこにいっさいをかける「安保決戦」の方針——現在でも、日向派の安保・日「韓」闘争の方針は、この立場にもとづいている——にもっともよく示されているといえるだろう。

したがって第一ブントが六〇年に李承晩を打倒した朝鮮プロレタリアート・人民をはじめとする全世界の革命派との結合を目的意識的に追求しえてないのも当然かもしれない。また、安保闘争の高揚局面でも「岸内閣打倒」しか提起しえず、運動を積極的な権力問題をめぐっては領導しえなかつたのも……では七〇年安保を闘った第二次ブントは、第一次ブントのこうした欠陥を克服しえたので

あろうか。

VI

まちがいなく、帝国主義内部から呼応し、国際共同行動を組織する点では国際階級闘争の現実には、はるかに接近している。これは国際反戦会議等を見よ、また権力問題を追求し、武装闘争を切開いた。

しかし、それを国際党派闘争を媒介とした新しいインター創建の事業と結合さす点では成功していない。そして、安保闘争をプロレタリアートの革命闘争に転化さすことには失敗している。これらの点では、総じて第一次ブントの欠陥はそのままである。

ところで「火花」二号で、われわれは七〇年安保闘争を「革命闘争」と評価しているが、ことばの厳密な意味では、そのための条件

をつくり出していたというのが正確だろう。しかし、それをなすためには、社共にとつかわるプロレタリアートの独自の党を、真に革命的な綱領・戦術にもとづいてつくり出すことがもとめられていた。

「ここで問われたのは樹立すべき権力の性格、およびそれを表現する過程・手段・方法そしてそれを保証する非合法党建設の問題である。／＼これに全面的に応えきれず、情勢の転換に立ち遅れたこと、これこそ七〇年安保闘争におけるプロレタリアートの敗北の理由である」（「火花」二号）。この転換をめぐる闘いは、今日の反核・反戦運動においてもなお、継続しているといえるだろう。われわれは、二つの安保闘争の教訓をこの点でも鮮明にし、他でもなく社共にかわるプロレタリアートの独自の党を、軍事にも用意ある単一非合法党を必ず闘いとるであろう。

親)は、他方での社会における積極的能動的な大衆、社会の諸困難(ブルジョア社会—ブルジョアジーにとっての)に敢然と立ち向う大衆、ということなのである。

II

このようなブルジョアジーのイデオロギー攻勢にたいして、諸政党の態度はどうか。

民社党、公明党等のいわゆる中道諸党がいわゆる校内(外)暴力問題においてもブルジョアジー—自民党と完全に軌を一にしていることは明白であり、ここでわれわれがとくに注意してみるべきものはない。まず問題とすべきは日本共産党である。

彼らは、「暴力否定の姿勢を明確にして学校・家庭・地域の総力で子どもの教育を守る話し合いと行動を」と題する『提言』を発表し(八三・三・十三付『赤旗』に発表)、学内から一切の暴力を一掃しようとのスローガンのもと今度もブルジョアジー以上に露骨に力によるおさえこみ—警察権力による逮捕、施設送り、あるいは学校当局による停学・退学処分、さらに隔離・監視体制構築等々—を強力に推奨している。先の統一地方選挙においても、このスローガンをメインスローガンの一つとして押しだし、いわゆる校内(外)暴力問題をまずはじめに治安問題として処理しきるといふブルジョアジーの路線に強力な援助を与えるとともに、学校の聖域化すなわち教師聖職論のさらなる物質化をおしすすめた。

『提言』は悪名高い国民教育論—民主的教育論以来の『教育権』なるものをアプリアリにふりかざし、この一環たる学習権と基本的

人権をまもるために、いっさいの暴力にたいして正当防衛権、緊急避難権を行使することが必要だという。「このことまで教師だからということでは認めない」というのは近代社会にあっては成立しないこととす」と断言する。さらに彼らは「教育的に適正なへん／＼?」
『懲戒』をおこなうことも必要です」とのたまひ、御ていねいにも「この懲戒は、生徒一般へん／＼?の学習権と人権を保障するための罰であり、自己の行為やその結果が生徒一般の権利を侵害したものととして非難されていることを本人に明確に自覚させる措置であり、生活指導によって自己の誤りを納得させる契機とするもの」だなどとぬけぬけという。要するに教師にたいして暴力をふるう生徒たちをピンピン警察に売り、学校から隔離し、放逐し、おとなしい、柔順な、つまり、このブルジョア社会に無批判な生徒だけを育成しようというのだ。また、『提言』は学校—父母—地域ぐるみの監視体制を構築すべきことをうたう。「父母の授業参観へ『提言』にいう「粗暴な生徒」の親を学校に呼びつけ、学内—教室内においても親に監視させる」が授業をならたせる状況をつくるのに一定の積極的役割を果たしている」などと聞かされると、もう開いた口がふさがらない。あとはおさまりの暴力を容認する風潮をつくっているニセ「左翼」暴力集団を取り締められ、である。

だが、日本共産党の犯罪性は、これにとどまらない。何年前か、日本共産党は青年下部黨員—民青同盟員の両性関係・家庭(家)のあり方についてまったく驚くべき指導手引—婚前交渉はするな、もしそうになったら、できる限り早期に結婚せよ等々を列挙したものを—を作成したことがあった。丁度同時期、警察当局が若い警察官向けに作成した同種の手引き—未亡人には近づくな、水商売の女に

はダマされるな等々—と酷似した日本共産党のその手引は、今日の社会で女性を抑圧する構造をもつ両性関係のあり方、家庭(家族)—婚姻・戸籍制度上の枠組み、それに規定された慣習等の枠組み—をそのままに、無批判的に、うしろむきに、固定化せんとするもの以外のなものでもなかった。そうである以上、当時一定の広がりをもちつつあった女性解放闘争に真向から敵対するものであったし、共産主義運動につきつけられた課題、すなわち、そうした闘いとどのようにして結合するかという課題をなきものとし、その課題遂行のための闘いに敵対するものであった。日本共産党がそこで見せた家庭(家族)のあり方への態度が、今日、いわゆる校内(外)暴力問題にたいする彼らの態度の根底を支えていることはあきらかである。この点からしても、彼らはブルジョアジーの強力な援護者である。かの生長の家—生学連と別の形でブルジョアジーのキャンペーンの実働部隊である。

III

次にいわゆる新左翼諸派内の日和見主義潮流についてみてみよう。本年二月、横浜でおきた中学生グループによる日雇労働者襲撃・虐殺事件にたいする態度においてみてみる。

第四インター、赫旗派、労働情報グループの面々は一様にかの虐殺事件を単なる非行問題・教育問題に矮小化してはならず、社会的差別構造の問題としてとらえる必要があり、かつこの差別構造を維持・強化し、侵略戦争準備を強力におしすすめる中曽根政権の動向と結びつけてとらえなくてはならない、という。少し引用しよう。

(一) 労働情報グループの樋口篤三

「いま帝国主義世界、その一環としての日本は『柔構造』『管理社会』『無階級社会』という名の巨大な、かつてない重層的な差別社会となっている。階級・階層と民族差別を軸に、性・障害者・被差別部落等あらゆる差別構造が意図的につくられ、労働・生産現場を中心に『差別』は『空気』の如き存在となっている。人々は気がつかないうちに『小さな差別者』……に仕立てあげられてきた。……『社会の鏡』である子どもはそれをみならうし、実践する。横浜事件をひきおこした子どもたちに『罪の意識』がなかったことは、これらの忠実な反映であった」

「長きにわたる自民党政権こそ、今日の虐殺の張本人」

「共同の敵は自民党・中曽根政府」(「横浜事件の敵は誰か」『季刊労働運動』八三四、八三・四)

(二) 赫旗派

「この事件は、……教育—家庭の秩序から排除されつつある少年の社会的差別に動員された差別—虐殺事件である」

「……少年による差別—虐殺事件の発生は、今中曽根ブルジョア政治委員会の遂行せんとしている戦争準備・政治反動・生活破壊攻撃と軌を一にした差別—分断、保安処分思想に動員される社会的勢力の胎動の基盤がすでに胚胎していることを示すものである」

「『事件』を教育問題や差別、失業問題一般に切り縮める傾向はこかみとり、怒りを帝国主義国家権力をめぐる攻防に組織できないう」(『赫旗』八三四、八三・三・十五)

へ自ら差別問題に切り縮めながら、よくもまあ平気でこういえたものだ。しかも「帝国主義国家権力をめぐる攻防」とは、最後の引用につけて、「すでに、神奈川県においては差別―虐殺事件をひきおこした横浜市当局に対して、議会内座り込み闘争を皮切りに差別行政糾弾闘争が展開されている」とあるように、結局「差別行政糾弾闘争」の展開に解消されることになる。まったくもってアーメン、といいたくなる。

(三) 第四インター

「教科書検定制度に顕著なように、自民党政府は、労働者人民の子弟を帝国主義的に再編成するためのテコを、国家による徹底した教育管理に求めてきた。教育労働者に対する管理支配は子ども達の管理支配へと貫徹される」

「戦争と国家主義に日本の労働者人民を駆りたてる帝国主義政策は、労働者・人民の差別意識をあり、排外主義の扇動とともに進行する」

「横浜市当局は自らの行政責任を回避し、本件の本質を非行問題に切りぢぢめ、しかも……『情操教育』、『人権教育の徹底』をはかることが解決だとわい小化した」(『世界革命』七七八三、八三・五・九)

フム、フム、どれもこれも世の左翼的常識にもとづく「批判」というやつだ。『事件』を一応社会的政治的に分析し、意義づけし、現政権打倒―革命がアジられるというわけだ。だが、これはなんと弱々しい主張であろうか。そこにあるのは、中学生たちが集団で何人も労働者を傷つけ殺したという現実を仰天し、茫然自失した姿

であり、この現実を冷静に利用しつつあるブルジョアジーに恐怖した姿である。かの現実をつきつめてとらえんとするのはなく、社会的差別構造、戦争準備、等々を一般的抽象的に語るだけの道、そのじょう舌の道への逃避がある。こうした現実をアイマイにし、抽象的に言辭を弄するだけの「批判」からは当然にも中学生たちへのとまどいに満ちた説教と啓蒙の「戦術」しかでてこない。弱々しい「批判」は、弱々しい実践を導く。

たとえば、樋口篤三の先に引用した文章でみると、犯罪人は挙げた中曽根―自民党政府であり、かの少年たちは、こいつらに「『小さな差別者』に仕立てあげられ」たのであり、というぐあいだ。つまり少年たちは未熟で世の中のことをよくわかっておらず、中曽根の類にいいようにダマされた、というしだいなのだ。だから、世の中のことをよくわかった大人である自分たちが、君たち少年たちに世の中のことを教えよう、という鼻もちならない説教心がでてくる。ここからさらに樋口は傲慢にも次のようにいつてのける。「手を下した子どもたちは、敵ではなく『味方』の一員であるが、大きな誤りを犯したのである。もし、われわれが人民政権をつくっているならば、労働現場で働かせ、労働者の、とくに下つみ労働者の気持ち、心をわかるように自力更生させるであろう」。少年たちはこういう貧困な、ひからびた精神の持主にはつばをはきかけていうだろう。「フン、何を能書きいうとんじや、大きなお世話だ、ほっといてくれ」と。かの少年たちに面と向い、対決し、格闘しようとならないから、「上から」説教をたれようとするか、未来話しにうつつぬかすかすることになるのだ。

また、第四インターの先の文章。かの事件後、寿日雇労働者組合

と横浜「浮浪者」差別・連続虐殺糾弾実行委員会が横浜市内各中学校にたいしてピラ配布を行っている中で四月二三日、九名のメンバーが不当逮捕されたのだが、このことについてこういう。「警察権力は中学生の見える前で平然と寿日雇労働者を強権的に逮捕した。権力は日雇労働者にたいする差別をあまりたてている」。

ここには度し難い俗物根性、小ブルジョア根性がある。無垢な子どもたちとといったわけのわからぬ想念がこの文章の筆者の頭の中に巣くっていることはただちにわかるが、ともかく、「社会のこと、差別のことをきちんとわかっていない子どもたちのまえて労働者がパクられれば、子どもたちは、その労働者のことをパクられるような悪い人たち、差別されても仕方のない人たち、と考えてしまいに違いない。まさにだからこそ、自分たちは、差別のことをわかっていない子どもたちにたいしてピラを配り、啓蒙しようとしたのであり、ピラ配布を邪魔した学校当局を『糾弾』し謝罪させ、『再度ピラが中学生の手に渡る具体策を話し合』ったのだ」―こういっているわけだ。一体全体、この文章の筆者は闘争をなんと考えているのだろうか。かの九名の労働者は退去命令にもないままに話し合いの場に突然のりこんできた私服十数人に逮捕されたそうだが、なぜ、それを―こういつてよければその絶好のチャンスを利用する指導をしないのか。中学生の眼前でパクられることと、自宅や寿町のドヤの中で事後逮捕されることを比べてみよ。

要するに、この日和見主義者たちの精神様式は徹頭徹尾弱々しい中間層のそれではないのであり、到底何人も人間を殺した中学生たちに拮抗しえない。せいぜい少々小難しいことを説教する、ものわがりのよい世の親たちではない。親子の対話に努めていると

いう多数の親たちとなら変るところはない。

こうした弱々しい中間層の精神様式は、怒りからも実に無縁である。労働情報グループの一員でもある寿日雇労働者組合委員長鹿兒島正明は「『浮浪者』殺傷事件の意味は何か」(『季刊労働運動』七三四)で、先に指摘した弱々しい差別告発にもとづいた啓蒙と説教をクドクドと述べたてているが、そこには仲間を殺された怒りが全然表わされていない。彼は「……日雇労働者の多くは、仲間が死んだへん？／＼え？／＼死んだ、だって／＼なぜ虐殺された、といわないのだ／＼」ことに非常な怒りをもって「といいつつ、その怒りのなんたるかを見、とらえ、代表しようとは決してしていない。通り一辺のことばでお茶を濁し、きれいごとを、つまり啓蒙の言辭を述べたてている」。

さらに、寿日雇労働者組合の中学生に配布したピラ(先にふれたもの)。「中学生諸君へ―事件は終わっていない／＼俺たちは怒っている／＼」と題したそのピラには、「俺たちは決して忘れることはできない」、「事件直後にも増して俺たちの心は憤っている」とか書かれているが、しかし、一向にその「怒り」は読む者には伝わってこない。このピラにせよ、鹿兒島君にせよ、「怒り」が単なるコトバに墮しているのはなぜか？それはその「怒り」が「くやしき」も「うどうしようもなくギリギリのところのくやしき」に裏打ちされていらないからだ。換言すれば、文字通りの自己批判がないからだ。彼らの運動があってもなおかつかの三人の日雇労働者は殺されたのだ。自分たちの運動にひきいれえなかつたこと、運動によって守り闘えなかつたこと、このことへの痛切なくやしきさがまったく読みとれない。中学生たちは、あの日に限ってことをおこしたのではない。

襲撃は、それまでに何度もくりかえされていた。なぜ、それを防ぎえなかったのか、必要なら暴力的に対決し、粉碎できなかったのか、……。そのことの思いへのくやしさを、それが無い。

三里塚で馬脚をあらわしたかの日和見主義者たちは日雇全協の中で一定の勢力をもっている。彼らが今日、どんなに労働者を愚弄し、労働者の心性をネジ曲げ、去勢化しているか、ここにその鮮明な証拠がある。

決定的に欠けているのは、教師たちをけちらし、学校を廃跡と化し、ついに労働者を何人も殺すにいたった子どもたち（少年たち）のそのエネルギーに拮抗するエネルギーである。単なる非行問題ではない、などとわけのわかったような口をきき、いわゆる情勢分析や中曾根の告発に逃避し、昇天するのではなく、かの少年たちの所業に面とむきあわねばならない。

IV

「荒れる中学生たち」のエネルギーにわれわれ自身のエネルギーを拮抗させるためには、次の二点を踏まえることが必要である。

第一に、その子ども（少年）たちのエネルギーがいかに発現の形態と方向とを異にしているとはいえず、われわれの闘い、すなわち革命運動の中に発現されてきたエネルギーとどのように同型のものであるか、逆にいかに同様の請相をもちつつどのように異型のものであるか、を見出すことである。つまり過去のわれわれの闘いとの関係を見出すことである。

第二に、子ども（少年）たちのそのエネルギーが、今日の社会の、

どんな諸矛盾をその身にひきうけ、その身のどんな解体を通して発現されたものかをみることである。これは大人たち、すなわち今日のプロレタリアが、彼ら少年たちが身にひきうけたと、どんな同質の諸矛盾をひきうけているか、また同時に、どんな異質の諸矛盾を背負っているか、それにどんなに身を引き裂かれているか、ときに解体されているか、をみてとることである。かの日和見主義者たちのように啓蒙や説教でこと足れりとするのではなく、組織されたプロレタリアートとして、かの今日の社会の諸矛盾を克服する能力をわがものとすることが問われている以上、この二点をきっちりと分析していかなければならない。

この二点を詳述することは別の機会にゆずりたいが、ここでは、次のことは明言しておかねばならない。

校内・外暴力の問題は、ブルジョアジーの側が、一方で明確に治安問題としておさえきり、他方で、反革命侵略戦争準備の一環に絡めてとらえている以上、そして、寿町の日雇労働者をはじめ、山谷でも、釜ヶ崎でも、笹島でも日雇労働者が襲撃を受けていることからして、はっきりと政治の問題、しかも政治的・階級的暴力の組織化の問題となっていることである。これを「子ども」を理由とした「教育問題」なるものへのおしこめは、反動以外のなにものでもなく、ブルジョアジーへの屈服でしかない。寄せ場労働者を愚弄しつづけている赫旗派等の諸君は、自らの機関紙誌やパンフレット、ピラ等々で、何度も、何度も寄せ場のような下層にこそ、資本主義の諸矛盾はもつとも集中し、尖鋭な形でつまるといった類のことをかきつづけてきた。そして、まさしく文字通りのことが、現実を生起したとき、彼らは茫然自失し、なにかわけのわからぬことが、お

補

横浜寿町での事件の後、大阪府警一南署は、「ミナミ盛り場に寝泊りする浮浪者全員を対象に……『浮浪者』作成の名目で指紋採取と顔写真の撮影をしている」（『朝日新聞』八三・五・十二）。彼らは、「保護」の名目でよりいっそう露骨に「浮浪者狩り」をやりはじめている。「あんなどころに寝るから、襲われるのだ」もし襲われたときなどのために身元を調べておかなくては「等々を口実に、すすめられている、この「狩り込み」をわれわれは断固弾劾する。

【注】 引用文中の「」内はわれわれ

こつたと考え、一所懸命、社会的に、説明しようとし、こうして説教と啓蒙活動という、まさしく問題の「教育問題」へのおしこめがなされているのである。プロレタリアートに、先進的活動家たちに鋭く問われていることは、プロレタリアートの階級的暴力の組織化である。行政にたいする差別糾弾闘争にうつつをぬかし、仲間がバクられたといつて腰ぐだけ泣き言を言うのではなく、プロレタリアートの階級性に貫かれた暴力組織・暴力闘争を準備し、実現していくことぬきにいつさいはない。こうした準備・組織的闘いを背景として、説教や啓蒙は意義をもってくるであろう、否、そもそも、そうした暴力闘争をはらんだ組織的な、断つたる闘争の展開そのものが、もつとも、説得的な啓蒙の運動であろう。こうしてはじめて、「荒れる中学生」をはじめとした少年たちのうちに政治的分解をもちこみうるであろう。

われわれは急がねばならない。

夏期カンパ闘争を訴える

全国の共産主義者、「火花」読者、労働者諸君！
共産同（火花）は、すべての闘う諸君に、八三年夏期カンパ闘争への圧倒的な決起を訴える！

七二年の二つの闘争の防衛・発展を实践的基準として出発したわれわれは、六九〇七二年のブント、党の革命を自己の組織建設のうちに継承し、ついに昨年、共産同（火花）第一回代表者会議を勝ちとつた。われわれはいま、「新たなインタナショナル創建—単一非合法党建設」のイニシヤチブをとるべく全存在を賭けて闘いぬいてゐる。この闘いを強化・拡大するために、夏期カンパ闘争は不可欠である。

それはまた、今日、社共、あるいは革共同（三派）にとつて代えるプロレタリアートの独自の党派を結成することなしには現実の運動の一つ一つが、真の意味では一歩も前進しえないという運動状況そのものによつても重大である。10・24以降の反核運動の後退、三里塚闘争の3・27分裂。これらは七〇年代全体を通じて進行した個別闘争の権力問題への逢着と党派系列化との必然的帰結であると同時に、社共や革マル、第四インターはもとより、中核派等の「政治路線」（綱領・戦術・組織）のいま一つの破産を示す。

10・24の社共のヘゲモニー争いが、八三選挙の票田をめぐるセクト主義的争いであつたことは衆知の通りである。だから彼らは八三年に入るや、反核運動のエネルギーを資本主義・帝国主義にむけて拡大し、発展させることには見むきもせず、選挙に没入している。これはもちろん、議会主義の結果である。同時に、なによりも、現在の国際帝国主義—日本独占資本主義の経済、政治、軍事の中で、彼らの資本主義改良—連合政府路線が、自国ブルジョアジーの側に屈服していることの反映に他ならない。一方、「社民との統一戦線」を主張し、10・24に主流派としての登場をもちろんだ中核派はどうか。

このとき、中核派が社共に対置した「政治路線」は「三里塚二期決戦—革命的武装闘争—日帝打倒」であり、その党派闘争の内実は「三里塚勢力」によるヘゲモニー掌握である。少なくとも、社共との党派闘争において避けて通ることができないところの、日帝打倒を通していかなる性格、どのような政策を実行する権力・政府を現していくのかという問題には、革命的武装闘争以外に一つ解答をあたえていない。したがつて、彼らはただ、

「戦略・戦術主義」のレベルで社共と対立を形成した——しかもし意的なそれ——だけであり、反核運動を階級的に再編し、発展させていく勢力としては登場しえなかつたのも当然だつたといえる。この中核派の「政治路線」の限界は、三里塚における影響力の後退のうちに鮮明に見てとれる。

七〇年代中期以降、三里塚闘争にもつとも力を入れ、「牽引車」となつてきたのは他でもなく、彼らである。ただし、それは、反対同盟の戦術的ではあるが自然発生的でせまい「路線」（農地死守・空港絶対反対・いつさいの話し合い拒否）に自らの「戦略・戦術」を接木する形であつたにすぎない。ところで、まさにこの「路線」の中から条件派や「闘う農業」を主張する部分を生みだしているのである。

三里塚闘争はすでに、萌芽的には七〇年代初頭の強制代執行との闘いの中で、より現実的には七八年の開港阻止闘争の中で、樹立すべき権力と農業・農民問題との関係に逢着するに至つてゐる。ここにこそ、三里塚闘争の現在の中心問題がある。

このことになつたく無自覚で、ただ条件派の除名や路線転換をめぐる動きの封殺によつてしか延命しえなくなつてゐるのが、いまの中核派の姿である。

かく主張するのは、われわれが中核派の路線的欠陥を根本的に克服する視点を確立しているからだけではない。それは主體的にいえば、六九年赤軍派の登場にはじまるブントの党派闘争・党内闘争の歴史を背負つてゐるからである。革マル派や第四インターとちがつて、われわれにとつて中核派の苦闘は過去のわれわれだし、現在、なおそうである。

第二次ブント—赤軍派の闘いは実践的にみれば、連赤闘争とテルアビブ闘争という当時の階級情勢全体をゆり動かした二つの歴史的「事件」へと結実した。もちろん、第二次ブントは党の必要性を主張したし、九回大会—12・18ブントはその党建設—党の革命を資本主義批判を軸におしすすめよとした。しかし、第二次ブントは結局、その中から階級闘争全体に影響力をあたえる力をもつた革命的分派を生みださなのまま、分裂・解体している。われわれの歴史は七二年の二つの闘いの防衛・発展を基準にして、かかるブントの「党の革命」を継承する闘いであつたといつてよい。ただし、それは国際主義の問題、政府・権力問題、赤軍建設・非合法組織等への闘いを軸に、綱領といわず、戦術といわず、組織といわず第二次ブントのそれを真に革命的なそれへ転換する闘い他ならなかつた。それがいかなるものであつたかは「火花」第十七号の第一回代会報告が示す通りである。われわれは、社共や革マル派、第四インターのような党派がバツコしてゐる現状があり、中核派が急進民主

義路線に固執している限り、またなによりも、かかる闘いなどなかつたかのような顔をして平然としている。旗派や日向派が存在している限り、七二年二つの闘いの防衛・発展を主張し、六九〇七二年の教訓を汲みとる闘いを止めることはできない。そして、そこから、どんなに困難であろうと「分界線を引く」ことからはじめて、強固な思想統合を軸に、当初から軍事に用意ある単一非合法党建設のイニシヤチブをとることをひきつづき自己の任務とする。

もとより、われわれはこの闘いを革命的で大衆的な運動の実践の組織化と不可分に結びつけている。すでに、われわれは、××地方で、労働者大衆を共産主義革命・プロレタリアート独裁の側に獲得すべく「プロレタリアートの国際的統一と共同行動・プロレタリア革命政府・ブルジョアジーの収奪」等の綱領、戦術テーゼで示されている。また、そのさい、われわれは一国の事情に左右されないプロレタリア国際主義の実践を一瞬たりとも忘れていないつもりである。

階級闘争は客を招いてごちそうするようなものではなく、暴動であり、内戦であり、革命戦争であり、物理力の闘いである。敵は「滝田問題」にみられるごとく、なりふりかまわぬ弾圧によつて六九〇七二年の問題に彼らなりの結着をつけ、いまその弾圧の主要な矛先を国際活動を實際的に担っている部分に移しつつある。われわれは全力をあげてこの弾圧をはねかえし、最後の勝利まで闘いぬく決意である。そのわれわれにとつて、財政活動の成敗は死活問題である。

全国の共産主義者、「火花」読者、労働者諸君が夏期カンパ闘争に決起し、共産同（火花）を支持し、援助し、てくださるよう、かさねて訴える。

一九八三年六月十五日
共産同（火花）

レニン組織観の復権のために

第一部

第二三号掲載

第二部

本号

第三部

第二五号掲載予定

(一)

総括しなければならぬのは、一九〇三年第二回大会におけるかの有名な規約第一条をめぐりレーニンとマルトフの論争である。

- (一) マルトフ案は党の綱領を承認し、党の任務を表現するため党の諸機関の統制と指導のもとに積極的に活動するものは、すべてロシア社会民主労働党に所属するものとみなされる。
- (二) マルトフ提案で採択されたものは党の綱領を承認し、物質的手段によって党を支持し、党組織の一つの指導のもとに党に規則的な個人的協力をおこなうものは、すべてロシア社会民主労働党の黨員とみなされる。
- (三) レーニン案は党の綱領を承認し、物質的手段によっても、また党組織の一つにみずから参加することによっても党を支持するものは、すべて黨員とみなされる。

従来、この論争は、諸個人がそのまま黨員とみなされるか、それとも、なんらかの組織に実際に加わってはじめて黨員とみなされるのか、の対立として考えられてきた。諸個人対組織」という対立図式がえがかれ、これにブチ・ブル、インテリ対プロレタリアー」という図式が重ねられてきた。こうした考え方から、一方では、個人に對立せられる限りでの組織は党組織は自明のものとして前提され、他方では、実際の組織運営上では、この組織を一定の型をもったもの、基本組織として確定せんとする試みがつづけられるこ

クル、グループをへてあれこれの大衆運動諸組織にいたる一列の組織が考察され——秘密性の保持という点では一列と考えることができるが、実際の組織実態上では、秘密の職業革命家の諸組織(中央委員会、地方委員会、戦闘組織等)と、そこから出てくる様々の機能をもった諸組織(ルーズな組織にいたる)との二系列と考えられる——、この組織系列全体の中で、政治警察との闘争を闘いぬき、プロレタリア独裁・樹立を準備するという観点から、どのような組織が党の組織でなければならぬのか、どのような組織が必ずしも党の組織でなくともよいのか、また、どのような組織が党の組織であってはならないのか、が規定されてくる。

「要するに、組織の一般的な型は、私の意見ではつぎのようにならなければならない。地方的な運動全体、地方的な社会民主主義活動全体の先頭に地方委員会が立っている(この委員会は職業革命家の組織である)。委員会から、それに従属するものとして、つぎの型の機関や支部がでてくる。第一には、労働者大衆全体(できるだけ全体)を包含し、地区グループや工場内下級委員会として組織される執行受任者網である(この諸組織の成員たちも、おおよそ職業革命家、特別の訓練をへた黨員たちである)。この受任者網は、平時には文献、リーフレット、ピラ、および委員会の秘密通達をひろめ、戦闘時には、デモンストレーションその他の集団行動を組織するであろう。第二には、運動全体に奉仕するあらゆる種類のサークルやグループ(宣伝、輸送、あらゆる種類の秘密業務等)の一列が、委員会からでてくる(この系列の諸組織のうちのあるものは党の組織であり、あるものは党の組織ではない)。すべてのグループ

ととなった。実際上のポイント、党の基本組織の確定におかれることになるのであり、ここさえはつきりさせておけば、党外、黨員—非黨員の分界は明快となり、レーニン規約の継承にもなるというわけだ。一石二鳥ではないか。

たしかに、レーニンとマルトフとの論争においては、ふつう考えられていたような形があげられ(一)「歩前進、二歩後退」全集第七巻(二)規約第一条のところに(参照)、相違・対立がえがかれていた。マルトフ案、そこに貫く思想は、つきつめれば、明らかにあれこれの活動する諸個人を、そのままの形で、あるがままに黨員とみなすもの、ブチ・ブル、インテリの非組織性をあらわしている。だが、レーニンのマルトフ批判の内容は、決して個人にたいする組織、ブチ・ブルにたいするプロレタリアートという対置に終るものではなかった。A)うした対置に帰結する内容が問題である。従来(参照)の理解は、帰結を前提である内容から切斷すること、レーニンの主張を歪め、結果として、スターリンの組織観をもって埋めあわせをやっているのである。V

レーニンの規約案、第一条は「なにをなすべきか」「われわれの組織上の任務について同志に与える手紙」で展開された主張の当然の帰結であった。

組合主義的経済主義と裏がえしの経済主義としてのテロリズムへの批判を通じて、まず職業革命家の組織を党の中心にすることが強くおしだされる。これがレーニンの組織計画の中心であり、この革命家の組織の性格、内容、任務等が「なにをなすべきか」等てくわしく分析され、提示されている。この中核としての革命家の組織を中心として、次に、ここから多種多様な機能をもつ委員会、サー

プ、サークル、下級委員会などは、委員会の機関または、委員会の支部の立場におかれなければならない。それらのうちのあつるものは、ロシア社会民主労働党の構成にはいりたくないという願望をはつきり表明するだろう。そして、委員会の確認が得られれば党の構成にはいり、一定の機能を引き受け(委員会の委託により、あるいは委員会との合意によって)、党諸機関の指揮にしたがう義務を負い、全党員がもつ権利を受けとり、委員会の成員のもつとも手近な候補者とみなされるなどということになるだろう。他のものはロシア社会民主労働党にはくわわらず、黨員によってもうけられたサークルあるいはあれこれの党グループなどに同調するサークルの地位にとどまるだろう。」「一同志に与える手紙」全集第六巻P二四五)

「一般には、組織に服する程度により、とくに組織の秘密性の程度によって、だいたいつぎのような部類を区別することができる。(一)革命家の諸組織、(二)できるだけ広範で多種多様な労働者の諸組織(私は労働者階級だけに話をかぎっているが、他の階級のある分子もまたこの一定の条件のもとでは、ここにはいることはいつまでもないことを前提としている。この二つの部類が党を構成する。さらに、(三)党に同調する労働者の諸組織、(四)党に同調してはいないが、事実上党の統制と指導に従っている。(五)ある程度まで——すくなくとも階級闘争の大きな現れればあいては——同じように社会民主主義の指導に従う、労働者階級の未組織の分子」(「一歩前進、二歩後退」全集第七巻P二七四)

「配布者グループにとつては、最大級の秘密活動と軍隊的規律

が必要である。宣伝グループにとってもまた秘密活動は必要であるが、軍隊的規律ははるかにすくなくよい。合法文書を読んだり、あるいは職業上の必要や要望について座談会を組織する労働者のグループには、秘密活動はさらにすくなくよい等々。配布者グループは、ロシア社会民主労働党に所属しなればならず、ある数の党員と党役員を知っていなければならぬ。各職業の労働条件を研究し、職業的な要求の計画をつくりあげるグループは、かならずしもロシア社会民主労働党に所属する必要はない。一、二の党員の参加のもとに学習をやっている学生、将校、勤労者のグループは、ときには、この人が党員だということに全然知ってさえならない。」「一同志に与える手紙」全集第六巻P二四六)

党組織の中核が、革命闘争の経験をつんだ、厳格な規律をもった、秘密組織でなければならぬということは強調してしすぎることはないとしても、党の組織は、この秘密組織だけから成りたつていてのではない。一九〇三年の第二回大会で、「レーニン」は「党員の総和を陰謀家の総和にかえよう」とのぞんで「という批判にたいして、レーニンは次のようにこたえている。

「党組織は職業革命家だけから成らなければならないと考えるにはおよばない。われわれには、きわめて狭い、秘密の組織から、きわめて広範な、自由な「*loose organization*」(「ゆるい組織」)にいたる、あらゆる種類、あらゆる等級、あらゆる色合いの多種多様な組織が必要である。」「第二回大会での演説」全集第六巻P五一五)

この点に留意することが重要である。職業革命家からなる秘密組

織ではないが、一つの党組織であり、様々な大衆諸組織との接点。仲介者にあたる組織——実に、ここにこそ、レーニンとマルトフとの論争が生じた根があるのである。一方における秘密組織、他方における大衆組織、この中間に位置する党組織の重要性について、レーニンは「チェ宛の手紙」(一九〇二年八月二日付、全集第三四巻P一一〇)で次のように述べている。すこし長いが引用する。

「極秘の、緊密な、ひとにぎりの職業革命家の中核(中央部)から、メンバーのいない、大衆組織にいたるまでの、多くの環からなる一本の鎖があります。私は環の性格の変化の方向をしめしているだけです。組織が「大衆的」になればなるほど、きまつた形がそれだけすくなくなり、秘密性がそれだけ減らなければならぬ。——これが私の命題です。ところがあなたは、この命題を、大衆と革命家のあいだに仲介者は必要でないという意味に解したがつています!! ともでもないことです。これらの仲介者こそ要点があるのです。それに、私が両端の環の性質をしめして、中間の環の必要を強調している。(私はまさに強調しているのです)以上、これらの中間の環が「革命家の組織」と「大衆組織」との中間に位置するものであり、組織の型の点で、その中間に位置するものであることは、おのずから明瞭です。つまり、それは、中央部ほどに狭くはなく、秘密でもなくが、『織布工組合』等々よりは狭く、また秘密なのです。たとえば、『工場サークル』(もちろん、各工場に一つずつ仲介者のサークルがつくられることを目標にしなければなりません)では、かならず「中間の道」をみつげなければなりません。すなわち、一方では、工場全体またはほとんど全体が、かならずあるひと

りの先進分子を知っており、信じており、彼の言葉に耳を傾けることが必要です。他方では、サークルは、そのメンバーの全員を人々を知ることができないように、大衆ともつとも接触しているものを現行犯でつかまえることのできないように、総じて罪証をおさえることのできないように、仕事を組織しなればなりません。……『工場サークル』の理想はまったく明瞭です。四人か五人の(例をあげて言う)労働者革命家がいます——彼ら全部が大衆に知られてはなりません。たぶん、そのひとりには知られていなければならぬし、摘発されないように、彼をまもらなければなりません。彼のことは、革命に参加してはいない(参加してゐるようには見えませんが、自分たちの味方で、利口な人だと言われるようにするのがよいのです。ひとりが中央と連絡をとります。このふたりにはそれぞれ候補をおきます。彼らはいくつかのサークル(労働組合、教育サークル、配布サークル、防諜サークル、武装サークル、その他、等々)をつくります。そのさい、たとえば、スパイをつかまえるためのサークルや武器を探したためのサークルの秘密性は、もちろん、『イストラ』学習サークルや、合法文献学習サークル、その他、等々と、まったく同じではありません。秘密性は、サークルの人員数に反比例し、そのサークルの目的が、直接の闘争から遠ざかる度合に正比例します。」

この中間の位にある諸組織は、それが担っている機能(目的)、性格等によって、あるものは党組織でなければならず、あるものは党組織でなくともよく、またあるものは党組織であってはならない。

レーニンは、一方の極に秘密の、職業革命家の組織をおくことによ

って、そこから規定され、大衆諸組織にいたる様々の中間諸組織、仲介者の組織をきわめて具体的に分析し、党組織とそうでないものとの分界線を定めた。だから、レーニンにとって「党組織の一つのみずから参加する」という場合、とりわけ、この仲介者の諸組織のことが問題とされていたのである(というのは、職業革命家からなる秘密組織の成員が、もつとも有能な、訓練された党員でなければならぬことは言うまでもないことであるから)。

職業革命家の組織——秘密組織の系列——地方委員会十執行受任者組織がまずあって、この成員が、各工場、地区等で、その現場の諸条件を考慮しつつ党活動に必要な諸組織をつくりだす(だから、ある大衆諸組織、現にある、自然発生的な運動の組織とは区別される)。このうちのある組織は党組織に加わり、ある組織は加わらない。この後者のサークル等を組織し、指導する党員は、工場委員会等の委員より職業革命家に近い党員であろう。

このように考えてきてはじめて、党に所属する条件ということもはっきりする。

レーニンはいつている。

「(一)ある程度組織に服すること、(二)党委員会の確認」「一歩前進、二歩後退」全集第七巻)

ここでも注意しておきたいが、所属か否かが問題とされているのは、単に、あれこれの先進的活動家個人ということではなくて、レーニンが具体的に組織系列の中に規定した、特にあれこれの中間の諸組織、仲介者の組織だということである。

以上、くわしく見てきたように、レーニンは職業革命家の組織から大衆諸組織にいたる一系列の、党活動に必要な様々の機能をもつ

具体的な諸組織をまずはじめに分析し、規定し、そのうえで、この中にある組織に加わる党员(加わることのできる、その能力のある人間)を考えたのである。

これにたいし、マルトフの場合、まず職業革命家の組織というところをそもそも指定しえず、これにいいまいな態度をとり、かくして、党組織から大衆諸組織へといたる諸組織の具体的指定をなしえず、要点としての中間的諸組織についての系統だった考察を欠落させる。彼はこうして、一方のあいまいに規定された党組織と、他方で個々のあれこれの現にある大衆諸組織を實際上どう結合させるのか、このビジョンに計画を欠落させ、かくて結果として、党をあれこれの現にある大衆諸組織の連合、単純な総和として考える道にころがりこんだのである。マルトフには、レーニンが考察した中間組織がスッとしてしまっている。「党の一つの組織に加わって」ということが論争されているとき、マルトフにとってはこの組織がそもそも存在しないのである。

以上が、規約第一条をめぐるレーニン・マルトフ論争の事実上の内容である。こうみてくれば、レーニンが党の基本組織などといった考え方からまったく無縁であったことは明らかである。レーニンにとっては、職業革命家からなる秘密の中核組織から始めて、大衆諸組織へといたる種々様々の中間的諸組織の具体的あり方が問題だったであり、どういった組織までを党組織として認めるのかの分界線が問題だったのである。レーニンのような具体的分析をマルトフと同様に捨象して、レーニン・マルトフ論争を、個々バラバラの諸個人対組織の図式で総括してしまうところからは、この組織一般(党組織一般)と規定された後者は、それゆえ、一つの定型化さ

れた組織(細胞といったもの)として固定されざるをえないのである。他方、諸個人として表象されている側にしても、現実に運動へ加わってくる人々は、それがどんな形態にせよなんらかの組織を前提にしている、ごく一般的には言えるわけであって、この限りでマルトフにとってさえ、個人が個人として考えられていたわけではなく、あれやこれやの組織に加わり、あるいは組織に関係していた人々が想定されている。したがって、へ諸個人対組織の図式でレーニン・マルトフ論争を総括する人々は、レーニンが問題とした、革命家の組織からである一列の組織として、党にたいする責任を果たすという限りでの特殊性をもった組織をどのように生みだすのか、しかも、その特殊性のレベル・程度をどのようにもたせたものとしてつくりだしていくのか、ということを検討しえなくなるのである。

(二)

レーニン・マルトフ論争をへ個人対組織の図式で総括してしまったり方は、実にスターリン以来のものである。すでに、一九〇五年一月一日付『プロレタリアティス・ブルジョア』第八の論文「プロレタリアの階級とプロレタリアの党」で、スターリンはこうした考え方をあらわに披歴している。

第三回大会を前にして、第二回党大会採択のマルトフ規約を廃棄し、レーニン規約を採択すべきことを訴えたこの論文で、スターリンは次のようにいふ。

プロレタリアートとブルジョアジーとの階級闘争において、プロレタリアートは「指導者としての党」を必要とする、と。この表現

のなんとスターリンらしいことよ、レーニンの「社会民主党の直接・無条件の義務は、プロレタリアートの階級闘争のあらゆる現れを指導することである」(全集第七巻)ということばとの無限の距離に注意せよ。

「指導者の戦闘的なグループとしてのプロレタリアの党は、第一に、その人員の点では、プロレタリア階級よりすぐれていなければならぬし、第二に、堅く結束した組織でなければならぬ。」(『スターリン全集』第一巻P八五)

つまり、

「闘争するプロレタリアートを指導することを目的とした党が、その活動を単一の計画にしたがわせうるためには、それは個人個人の偶然な寄せ集めではなくて、結束の堅い中央集権化された組織でなければならぬことも、また明らかである」(同前P八六)

というわけなのである。

このように「指導者としての組織」「結束の堅い中央集権化された組織」と党を定義するところからはじめること、この組織は「個人個人の偶然の寄せ集め」と対比されることになるのである。

ここから、この個人に対置された組織の成員すなわち党员について、次のように規定される。

「人間はまず団結し、まず組織をつくり、そのあとで闘いへすむ。それなしにはどんな闘争も効果が無い。党员もまた結束の堅い組織に統一されるときに、はじめて闘争することができる、明らかである。」(同前P八七)

「わが党が指導者の党であるならば、この党の、この組織の一員とみることのできるものは、この組織のなかで活動するものだけであり、したがってまた自分の希望を党の希望に融合させて、党とともに行動することを自分の義務と考えるものだけである」ということは明らかである。」(同前P八八)

ここで明らかのように、レーニンの場合は、一方の極に職業革命家の組織をおき、そこから現にある大衆諸組織との間に種々の機能をもった一列の諸組織を考えたのたいし、スターリンは、まず、大衆諸組織からは指導者の組織として切断された、なにかある抽象的な党組織なるものが理念として想定され、ここに加わるものが党员だとされているのである。「結束の堅い組織」——結局、スターリンの与えている党組織の内容規定は、これしかないのである。このように党組織を抽象的に規定するところから、党の基本組織は「Xである」と規定してしまうところまであと一歩である。

このように、スターリンは、内容分析ぬきに、個人対組織の図式をつくりあげること、マルトフを極端に戯画化して次のようにいふ。

「われわれはいう——ほんとうの党员は党綱領を承認することだけにけっして満足してはならない、彼らは承認した綱領を実行することにせむともつとめなければならぬ。マルトフはこたえる——それは極端に厳格なやり方である、なぜなら党にたいする物質的援助などをこたわらなければ、承認した綱領の実行は党员にとっては、それほど必要ではないからである。……さらにわれわれはいう——綱領を実行するためには闘争が必要で、また闘争するためには団結が必要であるから、将来の党

員の義務は、組織の一つにはいり、自分の希望を党の希望に融合させ、党とともに戦闘的なプロレタリア軍を指導することである。すなわち中央集権化された党という、整然たる部隊に組織されることである。マルトフはこれを「黨員にとっては、整然たる部隊へ組織され、一つの組織へ統合されることは、その必要ではない、個人個人で闘争してもかまわない。／＼われわれは質問する——そうすると、わが党はどんなものなのか。個々人の偶然的な寄せ集めなのか、それとも指導者の堅く結束した組織なのか。わが党が指導者の組織であるならば、この組織にはいらないもの、したがって組織の規律に服従することを自分の必要な義務と考えないものを、この組織の一員と見ることができるだろうか、と。マルトフはこれを「党は組織ではない、もっと正しく言えば、党は組織化されていない組織である。」(同前P九二〜九三)

こうした単純化した対置は、マルトフの組織観が結局そのようなところに帰着せざるをえないものとしてある限りで正しい。だが、そのように単純化・抽象化した対置によって、自己の主張をも単純化・抽象化し、歪めないことが必要である。レーニンは、マルトフの規約案にあらわれた組織観をつきつめ、その非組織性を単純化した鋭い例によって浮きだたせた。だが、レーニンは同時に、自己の主張の内容を具体的に展開することを忘れなかった。他方、スターリンは、単純化・抽象化の図式におぼれ、それに満足している。ここからスターリンの誤りがはじまっている。スターリン以来、かつてのわれわれにいたるまで、こうした誤りはひきつがれてきていたのである。

な型の組織の数をふやすだけでは不十分である。そうた、このためには、すべての同志諸君がいつしよになって新しい組織形態を、自主的・創造的につくりあげることが必要である。ここでは、あらかじめ定められた規範をけつしてしめしてはならない。というのは、この仕事はすべて新しいものだからである。ここでは、地方の条件の知識と、重要なことは、全党員の創意とがもちいらなければならない、労働者の新しい組織形態、より正しくは、その基本的な組織上の細胞の新しい形態は、旧サークルと比較すれば、絶対にいっそう広範なものでなければならぬ。さらにおそらく、新しい細胞は、あまり厳重な定形をもたない、いっそう『自由な』『ルーズな』組織でなければならぬであろう。」(「党の再組織について」一九〇五年十一月十五・六日付、全集第十卷P十八)

レーニンはここで「細胞」といっているが、スターリン以来の細胞とは、その質・内容をまったく異にしていることは明らかである。このように、党の組織が否かの分界線が移動しうるものであるとすれば、党に所属する人々、黨員と、党に同調する人々との差はどう規定されるのか？ 煮つめていけば、党の綱領「戦術—組織」上の決定、とりわけ、実際活動上いけば、戦術上の決定に自ら直接に参加し、かくして、その決定に無条件にしたがう(つまり、いかにその決定に反対であろうと、その決定を実行する)のか否かが分界線である。平たくいえば、認識上の一致や相違のレベルにはなく、実際の行動上のレベルに、黨員と同調するものとの厳格な区分が存在するのである。党派性とは、認識の地平においてではなく、とどのつまり実践の地平において十全に示されるといことが、組

(三)

では、結局、党組織であるか否かの区分はどのようにして決定されるのか？ 基準はなにか？ もちろん、これはあらゆる場合にわたって通用する具体的基準として明らかにすることはできない。いえることは、とりわけ保持しなければならない秘密性の程度によるということである。あとは個々の現場の相違によって、また時機の相違によって個々具体的にきめていく他はない。

ここで重要なのは、この区分の決定が「党委員会(職業革命家の組織)によってなされる」ということである。マルトフ案の場合では、諸組織が自ら党に所属すると宣言すればよかった。これにたいし、レーニン案では、党の承認—党委員会の承認が必要なのである。分界線は、このことによって最終的に確定されるのである。分界線を引く柔軟性と厳格性は、党に、党委員会に与えられているのである。

こうである以上、各組織の活動・機能それ自体からみる限り、党組織であるか否かの分界線は決して画一的ではなく、現場の諸条件により、また各時期の諸条件によって、移動するであろうし、とりわけ激動期—革命の高揚期にはよりいっそうゆるやかとなり、反動期にはよりいっそう厳格な分界線が引かれることとなる。一九〇五年革命にさいしてレーニンは、合法性を最大限に利用しつづため、ルーズな諸組織を党組織として大胆に認めることを提唱した。

「中央委員会の決定は、すべての党組織から代議員を大会に招待しており、すべての社会民主主義的労働者に党組織にはいることを呼びかけている。この希望が実際に実現されるためには、労働者を『招待』するだけでは不十分であり、これまでのよう

織上の分界として、つまり、黨員にとっては、党の諸決定に自ら直接に参加し、それに無条件にしたがうという実践上の基準としてうちたてられるわけである。

とすれば、逆の面からいえば次のようになる。認識上のレベルで的一致や相違は、決して黨員から非黨員に同調する者を区分する基準たりえぬこと、また実践上でも、できる限り広範な党外大衆を党の決定にしたがわせることが追求されねばならない、ということにおいて、党の諸決定への直接の参加、およびそれへの無条件の服従ということ、そしてまた、秘密の保持の観点から考慮すべき点以外では、党外の同調者および非黨員に党活動への参加をもとめ、動員せねばならぬ。

レーニンは、黨員を厳格に、党組織に加わって活動するもの(その能力をもち、意義をもつもの)とすることによって分界線を引いたが、しかし、党にたいする責任を分散するという点、党の指導と統制とを与えるという点では、単に黨員にだけ限るのではなく、できる限り党外分子に広げることが主張した。むしろ、黨員の基準を狭める(厳しくすること)で、党にたいする責任を分散し、党の指導と統制を拡大することを追求したのである。(注—もちろん、非黨員の場合、責任という方は適切でないかもしれない。やはり、黨員の場合とは質が違ふから。党組織の指導と統制のもとで、黨員でない者が党活動上の任務をひきうけるといこと)だからこそ、レーニンは、党の決定に直接に参加し、決定に無条件に服従するという点をのぞいて、そしてまた、秘密性の保持という面での除外を別にしては、あらゆる党内の論争をも広く機関紙等をつうじて公開し、意見をもとめ、その意味で、党の諸決定への間接的な参画を

現するようには聞ったのである。レーニンにとっては、ふつう言われているような(つまりスターリン以来言われているような)形での、党と党外との区別はない。党内の意見の相違を党外に示してはならないなどといった区別は存在しない。

党員と非党員との区分がレーニンのようなものである限り、できるだけ広範な党内論争への非党員の動員、党の決定への党外の者の意見の反映、そして、とりわけ先進的労働者に自らの力による判断をもとめることは、党活動を遂行するうえで不可欠なのである。

党内できめられた主張以外は党外に示してはならぬ、というようなことは、党組織—党員の基準についての混乱から帰結したサークル主義に他ならない。党にたいして意見を述べるといふ点では、党員と非党員との間に区分はない。ただ、党員は、党の決定に直接に参加し、その下された決定に無条件にしたがうという点で異なるのである。このようにみてきてはじめて、第一部にも引用しておいたレーニンの次の主張も理解しうるものとなる。

「この決議(第四回大会中央委員会の諸決定にたいする批判の自由の範囲に関する決議)を本質的に検討すると、われわれは、このなかに奇妙なことがたくさんあるのを見いだす。決議は『党の集會では』個人的意見と批判の『完全な自由』がゆるされる(第一項)が、『大衆的な集會』(第二項)では、『党員はたれも、大会の決議に矛盾する行動をよびかけてはならぬ』(第三項)と、言っている。これがいったいどういうことになるのか考えてもみたまえ。党の集會では、党員は大会の決定に矛盾する行動をよびかける権利があり、大衆的な集會では『個人的意見を述べる』完全な自由が『あたえられ』ない、とは

//決議の作成者たちは、党内の批判の自由との相互関係の理解をまったく誤ったのである。党綱領の諸原則の範囲内での批判は、党の集會だけでなく、大衆的な集會においても、完全に自由でなければならぬ……このような批判あるいはこのような『扇動』(というのは、批判と扇動とを区別することはできないから)を禁止することは不可能である。党の政治的行動は、統一されていなければならぬ。特定の行動の統一をやぶる『よびかけ』は、どのようなものであっても、大衆的な集會でも党の集會でも、党の出版物でもゆるされない。」「批判の自由と行動の統一」全集第十巻P四三九〜四四〇)

第一部でもみたが、こうしたレーニンの主張は、スターリンの呪縛から逃れられない人々にはよくわからないものとみえ、また、小ブル、反スタ・インテリには中央集権主義に對置される内容だとみえる。しかし、まさしく、大会で決定された綱領の範囲内でのあらゆる批判の完全な自由を党員が行使し、党外の人々にも呼びかけ、その論争への参加をもとめ、他方、特定の、具体的な政治的行動—(大会(あるいは地方党機関の総会)が下した戦術決定—)については、党員は、いっさいの批判をゆるされず、無条件にそれにしたがう必要があるとすることこそが、中央集権主義を実現する条件であり、また、その一つの重要な内容なのである。

党内論争のあり方について、われわれは、大胆にドグマ(スターリン以来のそれ)をすてねばならない。党内論争とは、党内の人々すなわち党員による論争では決していない。それは、党内にとりあげられた(党内に反映した)問題についての、党員だけではなく広く党外大衆をもまきこんだ論争である。

中央委員会を一方の極に、他方の極に党大会を置くということの意義が明確になる。これは、従来の中央委員会の上に党大会が重なる形で党組織構造を考へることに對置して言っているわけであるが、次のような具体例によってよりわかりやすくなる。

周知の『階級独裁↓党独裁↓中央委員会独裁↓……↓個人独裁』というシェーマがある。この権力集中図式は、官僚主義化と重ね合わされ、小ブルインテリから様々の『左』翼主義者、小ブル急進主義者の党派によって、それをなんらかの下敷にしつつ、『告発』が連綿となされてきた。こうして、程度の差はあれ結局は、中央集権主義にたいする地方分権主義、プロレタリアート独裁にたいする労働者自主管理等々の小ブル・イデオロギーが花開くこととなる。日本共産党宮本一派にたいする藤井、田口らもふくめて、レーニン主義を否定しようとするありとあらゆる諸派、個人が、こうした組織観において大同している。

この潮流にたいして、公然と『独裁』にいなおる人々がいる。たとえば、のちに、先に述べた人々への仲間いりを果たした一九二〇年のトロッキーである。彼は次のようにいう。

「いま、われわれは、ポーランド政府から平和条約締結の提案をうけている。誰がこの問題を決めるのか? われわれには人民委員会がある。だが、それは一定の統制をうけねばならぬ。どんな統制をか? 形をそなえていない、こんとんたる一集団としての労働者階級の統制をか? 否。中央委員会がこの提案を討議し、それに回答すべきか否かを決するために召集されているのである。」「(「コミンテルン第二回大会での演説」E・H・カー『ボリシェヴィキ革命』P一八二〜三)

われわれは、『XX』—党内文書—で、いま述べてきたことと異ったことを主張している。これは、われわれの歴史的限界からやむをえぬところがあったというべきであろうが、これは別として、次のことも確認しておくべきであろう。すなわち、党内論争のあり方は、いま述べてきたことが原則であるとしても、あくまで党内にのみ公開されるものが、秘密の保持の必要上あるということ(これはまた、党内の諸機関、諸組織の間でもこうしたことが存在するということ)。

(四)

以上述べてきたように、党組織とそうでないものとの分界線が引かれ、党内論争—党指導体制が構想されることによって、先に提示した中央委員会と党大会の意義がよりいっそう鮮明なるであろう。

事實はトロツキーのいうとおりであろう。しかし、トロツキーが、こうした中央委員会の活動(決定、……)を党大会の決定のもとに、それに拘束されてなされるというのを忘れるなら、かの反官僚主義者・評議会主義者等々の単なる裏がえし以外ではなくなるだろう。実際、彼の言葉の中にはそれが忘れられているかのように見える。同様のことに、レーニンは次のようにいっている。プレス
ト・リフト・ブスク講和をめぐる論争に関連して。

「第三回ソヴェト大会では、決定はどういうふうにして採択されたか? 中央執行委員会が提案したとおりに採択された。ところが中央執行委員会は、「ポリッシュ・ウイキ」委員団の決定にしたがった決定をおこなった。そして委員団のほうは、中央委員会の決定にしたがって、その決定を採択したのである。……会議(ブ・ヘーリン等左翼共産主義者が要求している党の全国協議会のこと)が意味があるとは考えない。その理由は、その会議の決定は、中央委員会を拘束するものではないからである。だから、党の正確な指令をうるためには、おそらく、われわれは党大会を招集する必要があるだろう(「レーニンの提案にそって一九一八年三月五日より第七回大会が開かれた。」「一九一八年一月十九日の中央委員会で『全集第二六巻P五一九〜五二〇』

こらんのとりである。
中央集権主義とは、中央委員会への権力の集中、党大会によるそのチェック、ということではないのである。中央委員会と大会を両極にもつ党の指導・活動の構造全体をいうのである。この点で、先にみた党内論争の組織化についての内容を想起せよ。

すでに述べたごとく、レーニンの党組織設計画の中心は、党の中核・柱に職業革命家の組織・その系列諸組織をおくことにあった。この組織構造を、第二回大会後、第三回大会、そしてとくに一九〇五年革命の中で、確固としたものに築きあげていったものと考えられる。一九〇五年革命の高揚によって党の拡大が不可欠となり、様々な、ルーズな、合法的な諸組織を党の組織として加えていくことが必要となったがゆえに、よけいに、党の秘密の中核組織の重要性が浮上したとみてよい。とくに一九〇五年末のモスクワ蜂起を頂点として、武装蜂起が明確に日程のぼることによって、党の秘密組織を公然・合法組織から区分し、うち固める必要が強まった。「ロシア社会民主労働党統一大会に提出すべき戦術綱領」(一九〇六年三月二〇日付『バルチーヌイ・イズヴェスチヤ』に発表)の中の「党組織の諸原則」の項で次のように述べている。

「(一)党内の民主主義的中央集権主義の原則は、いまでは一般に承認されている。(二)現在の政治的諸条件のもとでこの原則を実行することは、困難にはなっているが、しかし、なお一定の範囲内では可能である。(三)党組織の秘密機構と公然の機構と混同することは、党にとってきわめて有害なことであり、政府の挑発を利用するものであることが明らかとなった。以上各点を考慮して、われわれは、つぎのことを承認し、大会にこれを承認するよう提案する。(一)党組織における選挙原則は、下から上まで実施されねばならない。(二)この原則からされること、たとえば二段階選挙または選挙された機関への自主補充、等々は、警察による克服しがたい障害があるべきいと、とくに規定された例外的なばいにかぎってゆるされる。(三)党組織の秘

⑤ 中央委員会にたいするチェックという点でいえば、中央統制委員会、あるいはレーニンの労働監督部がそれにあたるであろう。またここからさらに、この労働監督部が純粹の党機関であるわけではないことに、いまままで述べてきたこととの関連で注目しておく必要がある。

(五)

党の基本組織という考え方を批判してきたが、次に、一九〇五年革命後、とくにストルイビン反動体制のもとでの「細胞」について検討しておく。この細胞に関するレーニンの主張をみれば、細胞は党の基本組織という例の図式に根拠を与えているかにも見えるので、この検討はさておかない。

レーニンが「細胞」ということを口にするようになったのは、一九〇五年革命の最中からのようである。この「細胞」という言葉はたぶん、地区や工場の現場の黨員たちが、自分たち黨員の秘密組織をそのように呼んだところから広まったのではないかと思われるが、またそれゆえに、多少の幅(地域や時期によって)があるだろうとはいえ、その「細胞」と呼ばれた党組織は、おおむね職業革命家の組織系列に位置する組織、秘密の、よく訓練された組織をさすものとみてよい。『一同志に与える手紙』でいえば「……労働者大衆全体(できるだけ全体)を包含し、地区グループや工場内下級委員会として組織される執行受任者網」(全集第六巻P二四五)と呼ばれている諸組織の末端に位置する組織である。『チェ宛の手紙』で「四人か五人の職業革命家」によって組織される「工場サークル」あるいは「工場委員会」がそれである。

密の中核を維持し強化することが、緊急に必要である。(四)あらゆる種類の公然たる行動(出版物、集会、団体、とくに労働組合、等々における行動)のためには、けっして秘密細胞の保全を害することがないように、組織に特別の部門がつくられなければならない。(五)……(全集第十巻P一四八)

このように、党の中核組織である秘密組織、その末端の諸組織に与えられた「細胞」という名称がいかにも、スターリンの定式化した「細胞」と同じであれ、内容は、まったく違っていることがはつきりする。レーニンのいう細胞はあくまで、公然組織(かつてのあれこれのルーズなサークル、グループ等)に対比されたものとしての、秘密の末端諸組織である。スターリンにとっては、原則として、党の基本組織が細胞(とくに工場細胞)と定式化され、党と党外とを区分する指標とされていたのである。

ところで、一九〇五年革命の敗北と、一九〇六年六月のストルイビンの「クーデター」いわゆる「六月三日」体制の成立は、党の中核組織たる秘密機構——「細胞」へといたる——を厳しい試練にさらすことになる。一九〇五年革命のさいには、次から次へと生みだされ、党組織に加わってきた、あれこれのルーズな、合法的な諸組織はほとんど解体された。厳しい弾圧によってそういう組織は、党の組織として存続できなくなり、とくに、インテリ、学生の党からの逃亡が大規模に生じた。公然たる、ルーズな諸組織がふきとばされただけではない、党の中核組織である秘密組織の機構も、いたるところで破壊され、解体した。地方委員会メンバーの総逮捕があった。一九〇七年四月のロンドン党大会で十五万人であった黨員は、一九一〇年には一万人ほどに激減し、恒常的に活動している委

員会は五、六ほどになったという。レーニンは言っている。

「党の諸組織はみな成員の数がへり、若干の組織——すなわちその構成員にプロレタリアがいちばんすくない組織——は崩壊した。革命によってつくりだされた半公然の党諸機関は、つきつきとつぶれていった。」（「大道へ」一九〇九年一月二十九日全集第十五卷P三三三）

なにがなんでも党の秘密組織——工場や地区内に散在するそれらの細胞を維持し、結束を固めることがもつとも中心的な組織的任務となった。これは、ストルピンの反動攻勢に屈服したいわゆる解党派が発生したことによって決定的となった。

「崩壊の影響をうけた党内のある分子にとつては、以前の社会民主党を存続させるべきか、その事業を継続すべきか、ふたたび地下にもぐるべきか、またどんなふうにしてそれをやるか、ということが問題になるまでになった。——そして、この問題にたいして、極右の分子は、党の綱領・戦術・組織をはっきり放棄するという犠牲をはらってまでも、せひとも合法化をはかるといふ意味の解答をだした（いわゆる解党主義的潮流）」（同上）

地方委員会さえしげは機能しえなくなっている状況の中で、工場や地区に散在する非合法の秘密組織、つまり細胞を認めるのか否か、その闘いに加わるのか否かが、解党派とポリシェヴィキとの集約的な分界線となった。

「レーニン＝ブレハートノフは、労働運動の新しい諸形態にたいする戦争を勧告している。『われわれは、現実の労働運動の状態、条件、要請から出発する』——と、編集局は断言してい

る。き弁た、親愛な諸君よ。……われわれの意見がわかれてい

るのは、『新しい諸形態』が必要かどうか、ということをめくってではない。全然そのことについてはない。われわれの意見がわかれているのは、この種の活動をおこなっているミハイル一派のグループ、ポトレソフ一派のグループのような合法主義者が、社会民主主義者の党から独立していながら、自分が社会民主主義者とみなすことがゆるされるのか、それとも社会民主主義の党員は、党を承認し、党が必要なることを宣伝し、党内で活動し、党組織のために活動し、党の正しい連絡をたもつために、いたるところで、あらゆる団体の中に非合法の細胞を組織する等々の義務があるのかということをめぐってである。」（「政論家の覚え書」一九一〇年三月六日、全集第十卷P二七三—四）

ここから、次のように規定する。

「……一九一二年のストライキ闘争の経過、社会民主党の第四回国会選挙カンパニア、保険闘争の経過、等々は、現在の時期の組織的建設の唯一正しい型が、合法的および半合法的労働者団体の網にとりまかれた党細胞の総計としての、非合法党であることをはっきりしめした。」（「ロシア社会民主労働党中央委員会と党活動家の通報と諸決議」——「非合法組織の建設（決議）」一九一三年二月、全集第十八卷P四八六）

「一九〇八年のロシア社会民主労働党十二月協議会は、解党主義を断固として批判し、組織問題についての党の見解を特別な決議ではっきりと確認した。党を構成するのは、非合法の社会民主党細胞であつて、これらの細胞はさまざまな合法的労働者団

体のできるだけ広範な、枝をひろげた網という形で『大衆のなかでの活動の拠点』をつくりださなければならぬ、というのがそれである。」「非合法党と合法活動」全集第十八卷P四一六）

では、当時この細胞は、具体的にはどんな形態や内容をもつていたのか。それゆえに、どんな組織上の任務が提示されたのか。

「党のじつさいの状態は、げんざいつぎのとうりである。地方にはほとんどいたるところにはっきりした形をまったくもない極度にちっほけな、片々たる、定期的に会合をもつていない、党維持派の労働者グループと細胞がある。彼らはいたるところで、組合やクラブなどのなかで、解党派の合法主義者とたかかつている。彼らの間には結びつきがない。文書を見ることは極度にまれである。だが、労働者の間では威信がある。」（「ロシア社会民主労働党中央委員会関係資料——九名の中央委員の私的な会議にたいする三名のポリシェヴィキ中央委員の報告の概要（計画）、一九一一年五月執筆、全集第十七卷P二〇一）

「みにくい現実を直視しなければならぬ。多くの地方には、完全に形のとつた党組織がまったくない。あるものは、社会民主党に忠実な、労働者の前衛である。個々の人物もいるし、小さなグループもある。だから細胞（このことばは、外部的諸条件のため、小さな、きわめて弾力性に富んだグループやサークルや組織をつくらなければならぬという思想をよくあらわしている）を創意にもとづいて組織することが、あらゆる社会民主主義者の第一の任務でなければならぬ。なんとか『手がかり』をつけ、いろいろなつながりを結集し、ごくじみではあつても系統的な活動をはじめることができさえすれば、たとえ二人

か三人からなるものでもよい。」（「選挙カンパニアと選挙綱領について」一九一一年十月十八日、全集第十七卷P二八五）

「ここから次の二つのことがわかる。第一に、できうる限りの合法性を利用した種々様々の機能をもつた諸組織（一九〇五年革命前では、第二の系列の諸組織）は、党の諸組織としてではなく、秘密組織たる細胞に結びついた、それをとりかこむ、同調者の諸組織として形成されること。第二に、細胞は、そうした種々の機能をもつた周辺組織を組織しなければならぬこと。第三に、一定の型や活動スタイルをもつてはならず、できる限り柔軟性を保持していなければならぬこと。これである。」

「組織問題にたいする答は、マルクス主義者の一般的な世界観と不可分に結びつき、『六月三日』体制の時期の政治的意味と意義をマルクス主義者がどう評価するかに不可分にむすびついてある。古いものを大体に保存し、それを、新しい情勢に適応させること（ありとあらゆる、いわゆる『可能性』、すなわち、公然の協会、団体）。細胞とそのまわりにあつてむすびつき、それに指導される網。『細胞』がより大きな柔軟性をもち、細胞がよりいっそう運動しやすい、そしてかならずしもすべての点で古いものに似ているわけではないような形態をとり、しかも国会の演壇ばかりでなく、これと同様なありとあらゆる可能性をもかならず利用すること。どんなばあいにも同じ基準をまもるとか、なにがなんでもとらなければならぬ形態というところで、けつして自分を拘束することなく、あとで適当な連繫や方法を考案するために大きな余地をのこしているこの答は、原則的に『確固』不動のものである。」（「選挙カンパニアの原則的諸問題」一九

一一年十二月〜一九二二年一月、全集第十七卷P四一三)

「現情勢にたいするわれわれの党的評価からでてくる基本的結論は、革命は必要であり、かつ近づきつつある、という点にある。革命にいたる発展の形態はかわつたが、革命の古い課題はのこつた。ここからして、組織形態はかわらなければならない。

『細胞』の形態は柔軟にならなければならない、それらの拡大はしばしば細胞自体の拡大によらないで、細胞の合法的な『周辺組織』等々の拡大によつてすすむという結論がでてくる。」(「非合法党と合法活動」前出P四二二)

「細胞」というのは、このように、党の中核組織たる秘密組織(非合法組織)の系列にある末端諸組織であること、あれこれの大衆諸組織に党が、黨員が解消してしまわないで、それら全体を指導するための核としての組織であること、そうしたことを以上に意味付与してはならないのである。

「細胞は、原則としてボリシエヴィキが支配している非合法的党組織の一タイプであつて……」(「解党派のやり口とボリシエヴィキの党的任務」一九〇九年十一月二八日、全集第十六卷)以上のとおりである。スターリン以来の「細胞(とくに工場細胞)イコール党の基本組織」ということでは決してないのである。結局、革命家の秘密組織の系列が党組織の中軸であること、この限りで、その系の諸組織を基本組織といえはいること、それ以外ではない。

(六)

ともあれ、時機や地域の諸条件によつて規定される具体的な党組

織のあり方をぬきに、一般的に通用しうる党の基本的型あるいは基本的組織形態を規定しようとすることは誤っている。われわれは、スターリン以来のこのドグマをすてねばならぬ。

火花 第二四号

発行日 一九八三年六月一日

編集発行 共産主義者同盟（火花）

定価 三〇〇円